07 グリーンベルト構想

大正13(1924)年に、アムステルダムで開催された国際都市計画会議でグリーンベルトの考え方が提唱されました。日本では、グリーンベルトが大都市の無秩序な拡大を防止するための「緑地」として、都市計画行政に取り入れられました。

昭和7(1932)年、東京緑地計画協議会が結成され、7年にわたる調査、立案活動を経て、昭和14(1939)年に「東京緑地計画」が策定されました。計画の中で定められた環状緑地帯(グリーンベルト)は、紀元2600年記念事業や防空計画でも位置付けられ、広大な「緑地」を生み出しました。戦後の農地改革の中で、これらの緑地は農地として開放され縮小しましたが、今日の区部に存在する大きな公園や河川沿いの公園(神田上水沿いの緑道公園等)の多くが、東京緑地計画の成果といえます。

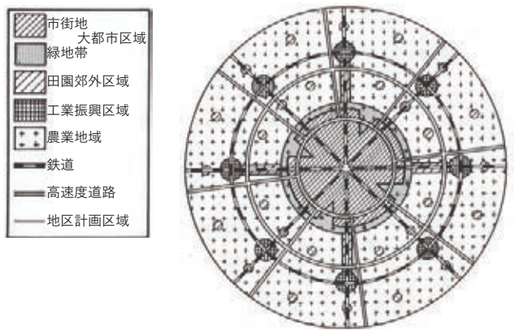

衛星都市の概念(関東地方大東京地区計画)
アムステルダムで開催された国際都市計画会議では、衛星都市を前提とした「大都市圏計画」と、都市計画の上位計画としての「地方計画」が提案され、日本にも大きな影響を与えました。
出典:石田頼房『日本近代都市計画の百年』(自治体研究社)　都市計画東京地方委員会で発表されたP.ウォルフの1917年の模式図
(Paul Wolf "Stadtebau" Klinkhardt u. Biermann, Leipzig. 1919)

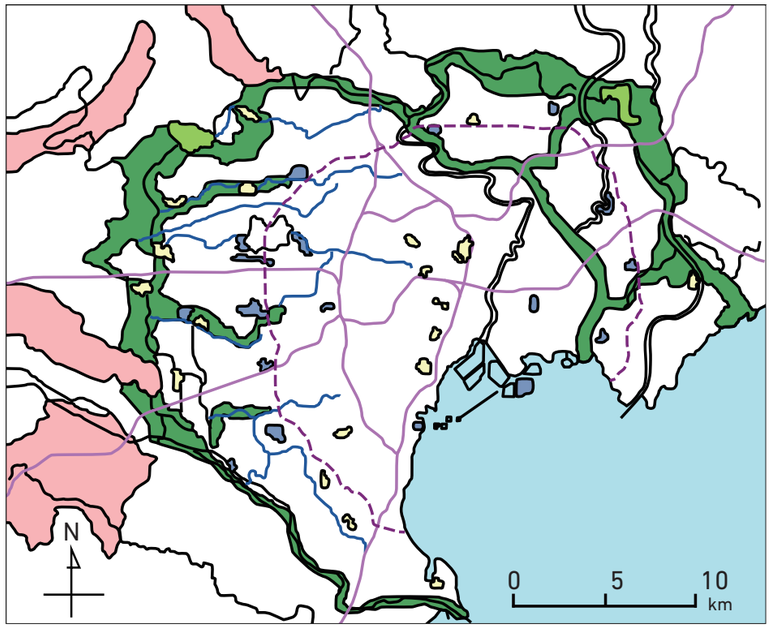

東京緑地計画の区域　昭和14(1939)年このときの東京緑地計画は東京府及び神奈川、埼玉、千葉、茨城、山梨の各県にわたる広範な東京地方緑地計画を決定していました。この図は東京市付近を示しています。
出典:国土交通省『平成12年建設白書』

現在の砧(きぬた)公園
提供:公益財団法人 東京都公園協会

現在の小金井公園
提供:公益財団法人 東京都公園協会

現在の舎人(とねり)公園
提供:公益財団法人 東京都公園協会

現在の水元(みずもと)公園
提供:公益財団法人 東京都公園協会

紀元2600年記念事業
昭和15(1940)年は、紀元2600年に当たるとして記念事業が実施されました。防空の観点からも緑地の確保が図られ、グリーンベルトの中の拠点部分の都市計画が決定されました。砧(約80ha)、小金井(約91ha)、舎人(約101ha)、水元(約169ha)、篠崎(約124ha)が緑地として都市計画決定され、事業が進められました。その一部は今でも都内に残っています。

特別都市計画(戦災復興計画再検討計画)の公園・緑地
昭和25(1950)年
昭和23(1948)年7月には、建設省が東京特別都市計画緑地地域について、1万8,000haを指定しました。この緑地地域は、従前の防空空地帯を継承したものでした。しかし、戦時中に公園緑地を食糧確保のための農地として利用していたことなどを理由として大緑地の解放運動が同年11月に起き、緑地解放が決定されました。これにより、防空大緑地を中心に約460ha、緑地の63%以上を失う結果となりました。その後、東京の戦災復興事業は大幅に見直され、公園・緑地も縮小変更されました。
出典:公益財団法人 東京都公園協会『東京の緑をつくった偉人たち』

緑地名	買収総面積	保留面積	解放面積	除外面積
砧	76.06		33.77	42.29
神代	71.51		52.47	19.04
小金井	89.98		38.71	21.19
舎人	101.67		96.57	5.11
水元	165.44		75.67	35.16
篠崎	154.26		137.56	16.69
駒沢	41.89	31.77		9.92
上板橋	44.76		28.57	16.19
石神井	57.85	19.39		
合計	**745.57**		**463.31**	**165.6**

石神井は、計画のみ。合計には含まない。
保留面積は市街化を勘案して五か年計画を保留し、国が監理する区域。
出典:東京都建設局「東京の公園―140年―」に基づき作成。

緑地の自作農創設特別措置法適用状況(単位:ha)
戦前までの大地主制度を改め、自作農を中心とする農村の形成を目指して、自作農創設特別措置法が施行されました。緑地地域は、自作農創設区域を相当取り込む必要がありました。しかし、土地区画整理地区などにおいて農地の買収除外運動が展開されました。緑地地域と自作農創設区域との調整は難航しました。